PROFILE

人物白書

vol. 18

氏名	小池 啓太（こいけ けいた）
所属部署	営業1部 福岡営業所
担当エリア	福岡・佐賀・熊本・大分・長崎

お客さまに言われて嬉しかった一言

“うちの会社に来ないか？”

お誘いを受けた時はとても嬉しかったです。しかし、仕事を評価していただけたのか、それとも、単に人手不足だったのか……？

【座右の銘】
人生に失敗がないと人生を失敗する

この言葉に支えられて、失敗をし過ぎてしまいました。ですが、すべての失敗経験が人生の糧になりました。

【出身地】
東京都世田谷区

【趣味】
登山・アウトドア

【長所・ウリ】
親しみやすいところ

【好きなもの】
DIY・ラーメン

【嫌いなもの】
絶叫系の乗り物

Message

お客さまへのメッセージ

お客さまの大切なお買い物、ご満足いただけるよう、最善を尽くして提案させていただきます。

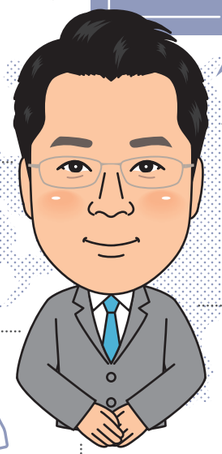

FOCUS 商品・サービスインフォメーション

18 自動体外式除細動器 レスキューハート

命を救う3分以内のAED

本体重量：1.1kg

防水防塵性能：IP56等級

本体重量はわずか1.1kg。ケースもシンプル設計で、持ち運びにも壁掛保管にも最適。

1分1秒を争う救命の現場。だからこそ、ケースを開けずにそのまま使用可能な設計に。

column ご存じですか？ 理想は100mごとに1台です

突然の心停止。国内では年間7万件以上も発生しており、そのうち約4割は既往歴のない健常者だった、とのデータがあります。高齢者や心臓病疾患等のある人だけでなく、いつ誰が倒れても不思議ではありませんし、死亡率は約96%と高い数値を示しています※。心停止となった際に助けることのできる唯一の手段が、AED。ただし、最大限の効果を発揮するためには「1分で取りに行き、1分で持って帰り、1分で使える」環境が必要。つまり、「エントランスや守衛室に1台だけ」といった設置では、充分とは言えません。オムロン「レスキューハート」は、必要な機能・性能を見極め、マグネットでも壁掛け設置が可能な重さ1.1kgのコンパクト設計を実現。工場・倉庫内にも手軽に導入できます。5年の安心パック付き、販売とリースでのご提案が可能です。追加導入や既存機の更新にも、JPRは真摯（しんし）に対応します。

※総務省消防庁 統計資料H27等

商品の詳細はこちらから

JPR 日本パレットレンタル株式会社
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル　URL www.jpr.co.jp　e-mail service@jpr.co.jp

最新情報など詳しくはwebから！
日本パレットレンタル

発行/2020年2月10日　編集/日本パレットレンタル株式会社　制作・印刷/DNP 大日本印刷株式会社

お客さまとJPRをつなぐ情報誌

月刊 JPR

VOL. 18
2020. Feb

今、知っておくべき物流に関する法律②

貨物自動車運送事業法の改正

貨物自動車運送事業法の改正

運送事業においては、いわゆる働き方改革関連法の一部は
適用が猶予されている期間ではあるが、
長時間労働の是正など労働環境の改善が急務であることには変わりはない。
運転者の労働条件の改善を図ることを目的に、
令和元年から順次改正が行われている
「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」について、
前号に引き続き、流通経済大学の野尻 俊明 学長に解説していただいた。

わが国の貨物輸送（物流）の大半を占める輸送機関は、依然としてトラック（貨物自動車）である。トラックを使ってのビジネスは、昭和20年代から運輸省、国土交通省により事業規制（参入、運賃等）が行われており、自由に開業、営業ができるわけではない。この事業規制は平成元年まで道路運送法が適用されてきていたが、平成2年からは同法の改正法である貨物自動車運送事業法が適用されてきている。

道路運送法から貨物自動車運送事業法への移行は、「経済的規制の緩和、社会的規制の強化」をキャッチフレーズに規制緩和の一環として行われた。しかし、施行後30年を経て社会各般の大きな変化に対応するため、平成30年12月に同法の改正法が公布された。同法は規定に基づき、順次（令和元年7月および11月）施行された（なお、まだ未施行の規定あり）。

ここでは、現時点での改正貨物自動車運送法の主要な規定のあらましについて、簡単に紹介しておきたい。

まず、改正法の制定の背景、目的については、近年の労働力不足が最も大きな要因とされる。すなわち、現在適用が猶予されている労働時間の改善基準告示について、令和6年度から他産業と同じ基準がトラック運送事業にも適用されることになっている。しかし、トラック運送事業の現状をみると、運転者の労働環境は他産業と比較して非常に厳しい現実がある。これをそのまま放置すれば、その担い手である運転者の不足により重要な社会的インフラである物流が滞ってしまう恐れが懸念される。そこで、緊急に運転者の労働条件の改善を図るために本改正が行われたのである。

改正法のキーポイントは、次の４点にある。すなわち、（1）規制の適正化、（2）事業者が遵守すべき事項の明確化、（3）荷主対策の深度化、（4）標準的な運賃の告示制度の導入、である。

このうち、（3）については関係規定が昨年7月1日から施行され、取り組みが始められている。周知のように、トラック運転者の労働条件の改善は、トラック事業者の取り組みだけでは限界があり、荷主（元請け事業者も含まれる）の理解、協力が不可欠である。国土交通省においては、かなり以前から荷主とトラック事業者がパートナーシップを確立して、ともに物流の効率化、コンプライアンス経営の実現を図るための施策が講じられてきた。しかし残念ながら、例えば荷主や配送先の都合で長時間の荷待ち時間が発生したり、一方的で無理な運送の要求が行われたりと、現状ではまだまだ改善の余地が多々ある。

図表1　荷主への働きかけ等のフロー

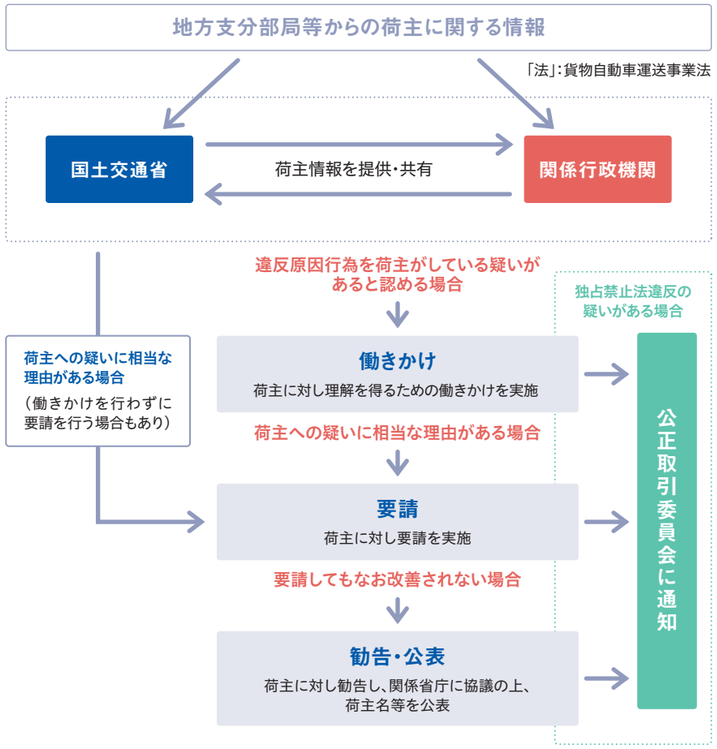

国土交通省発表資料を基に作成

そこで改正法は、①荷主の配慮義務の新設、②荷主勧告制度の強化、③国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設（令和５年度末までの時限措置）を規定した。このうち、③が発動されるケースについては具体的に次の3点を挙げている。ⅰ）「違反原因行為」すなわち、トラック事業者の法令違反の原因となりえる行為をしている疑いのある荷主に対して、関係行政機関の長と協力して情報を共有し、関係行政機関と協力して荷主の理解を得るための「働きかけ」を行う、ⅱ）荷主が違反行為をしていることへの疑いに相当な理由がある場合等には、関係行政機関と協力して「要請」を行う、ⅲ）要請をしてもなお改善されない場合は、関係行政機関と協力して「勧告＋公表」を行う、としている。さらに、荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、公正取引委員会へ「通知」することとなった。（図表１）

前述した（1）規制の適正化、および（2）事業者が遵守すべき事項の明確化、については昨年11月1日から施行されている。ただし、（4）標準的な運賃告示制度の導入については、本年（令和2年）以降の施行となる。

改正法により、物流関連企業におけるコンプライアンスが向上し、良質な労働環境を確保することは、物流関連業界の労働力確保へのファーストステップといえよう。

執筆者　流通経済大学 学長　野尻 俊明

専門分野は、独占禁止法の研究と、運輸事業政策の研究。流通、特に物流分野における法規や政策に精通しており、流通経済大学大学長を務めるかたわら、2015年から国土交通省「交通政策審議会」委員にも招聘されている。